

令和7年蔵王町議会定例会 9月会議

令和7年9月2日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	平間徹也	君	2番	宇田川敬之	君
3番	佐藤敏文	君	5番	藤澤麻衣子	君
6番	葛西清	君	7番	馬場勝彦	君
8番	村上正文	君	9番	今千佳	君
10番	松崎良一	君	11番	外門清	君
12番	伊藤雅代	君	13番	村上一郎	君
14番	佐藤長成	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	村上英人	君
副町長	平間喜久夫	君
総務課長	鈴木賢	君
まちづくり推進課長	川井大文	君
町民税務課長	高橋幸治	君
農林觀光課長	佐藤敏彦	君
上下水道課長	平間勝文	君
教育課長	文谷政義	君
教育総務課長	日下光義	君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤長也	君
事務局長補佐	鈴木直美	君

議事日程 第2号

令和7年9月2日（火曜日） 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案第56号 国定資産評価審査委員会委員の選任に関し議会の同意を求める
ことについて

日程第 4 議案第57号 教育委員会委員の任命に関し議会の同意を求めるについて

日程第 5 議案第58号 蔵王町議會議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に
関する条例の一部を改正することについて

日程第 6 議案第59号 蔵王町職員の勤務時間及び休日有給休暇に関する条例の一部を
改正することについて

日程第 7 議案第60号 蔵王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することに
ついて

日程第 8 議案第61号 蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正することについて

日程第 9 議案第62号 蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正することについて

日程第10 議案第63号 蔵王町森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改
正することについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） それでは、皆様、おはようございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますから、議会は成立了しました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番外門 清君、13番村上一郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

去る8月28日の決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に佐藤敏文君、副委員長に伊藤雅代君がそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

次に、本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名については、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し議会の同意を求めるについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第3、議案第56号固定資産評価委員会委員の選任に関し議会の同意を求ることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村上英人君 登壇]

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

議案第56号に入る前に、皆様方にちょっとご報告だけさせていただきます。

実は、蔵王町の行政区長ですが、遠刈田区長でありました小室さんの代わりに、遠刈田区長に今日9時に辞令を交付させていただきました。その方は小室純男さんという方で、

おとといまで選挙管理委員をされた方であります。年齢は71歳で、遠刈田温泉の寿町にお住まいの方であります。その小室純男様を遠刈田の区長に推薦をさせていただきました。辞令交付をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま上程されました議案第56号固定資産評価審査委員会委員の選任に関し議会の同意を求めるについて、提案の理由をご説明申し上げます。

蔵王町固定資産評価審査委員会委員菅野祐一氏は、本年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度、委員に選任しようとするものであります。

菅野祐一氏は、委員を3期務め、その人格識見とも周知のとおりであります。

したがいまして、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であると思われますので、原案どおりご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第4 議案第57号 教育委員会委員の任命に関し議会の同意を求めるについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第4、議案第57号教育委員会委員の任命に関し議会の同意を求めるについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村上英人君 登壇]

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第57号教育委員会委員の任命に関し議会の同意を求めるについて、提案の理由をご説明申し上げます。

蔵王町教育委員会委員水澤智孝氏は、本年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度、委員に任命しようとするものであります。

水澤智孝氏は、委員を2期務め、その人格識見とも周知のとおりであります。

したがいまして、教育委員会委員として最適任者であると思われますので、原案どおりご同意くださいますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第5 議案第58号 蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第5、議案第58号蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村上英人君 登壇]

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第58号蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、町議会議員及び町長の選挙における公費負担の上限額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、選挙運動用ビラの作成単価を7円73銭から8円38銭に、選挙運動用ポスターの作成単価を541円31銭から586円88銭に改めるものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑より主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 蔵王町職員の勤務時間及び休日有給休暇に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第6、議案第59号蔵王町職員の勤務時間及び休日有給休暇に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村上英人君 登壇]

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第59号蔵王町職員の勤務時間及び休日有給休暇に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図るなど、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、仕事と育児・介護を両立できるようにするために、両立支援制度に係る情報提供や育児休業等の意向確認を義務づけるほか、時間外勤務の制限を選択できる対象者について、小学校就学前の子供を養育する職員まで拡大するものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） それでは、ただいま上程されました議案第59号蔵王町職員の勤務時間及び休日有給休暇に関する条例の一部を改正することについての詳細説明をさせていただきます。

議案書については13ページから16ページとなります。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び人事院規則の一部改正に伴う仕事と生活の両立支援の拡充に対応するもので、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の一部改正と、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等が規定されたため、蔵王町職員の勤務時間及び休日有給休暇に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。育児または介護を行う職員の柔軟な働き方を実現するための措置でございます。

この条例の施行期日は令和7年10月1日で、ただし、附則の経過措置については施行期日を公布の日とするものでございます。

次に、改正の主な内容について説明をさせていただきます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。新規の条項等もございますので、一つ一つ確認しながら説明をさせていただきます。

まず、3ページ、第8条の3第2項の改正は、育児を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の一部改正で、対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期、始期というのは始まる時期です。始期に達するまでの子のある職員に拡充する改正であります。

なお、議案書16ページ上段、附則第2項、経過措置でございますが、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の条例第8条の3第2項の規定による請求を行おうとする職員については、施行日前においても当該請求を行うことができる経過措置が設けられております。

同じく、新旧対照表3ページの第8条の3第4項の改正は、介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の一部改正で、第8条の3第1項から第3項の規定を、次ページ、新旧対照表の4ページでございますが、第15条第1項、介護休暇に規定する要介護者を介護する職員について準用する場合の第8条の3第1項から第3項の読み替規定でございます。

次に、新旧対照表の4ページの第15条、介護休暇の改正でございますが、当該条例に新設された新旧対照表6ページの第18条の3第1項、ここに係る略式規定を加える改正でございます。

次に、新旧対照表の4ページの第18条の2第1項、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の改正でございますが、これは、任命権者に対して、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて、同項第1号から第3号に掲げる措置を行うことを義務づける規定を新設する改正でございます。義務づ

けられる措置の内容については各号に規定されているとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、新旧対照表の5ページの第18条の2第2項、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等の改正でございますが、これは、任命権者に対して、3歳に満たない子を養育する職員に対し、同項第1号から第3号に掲げる措置を行うことを義務づける規定を新設する改正でございます。義務づけられる措置の内容については各号に規定されているとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、議案書16ページの最後、附則第3項、経過措置により、任命権者は、この条例の施行日前においても、改正後の条例第18条の2第2項の規定の例により、同項第1号から第3号に掲げる措置を講ずることができ、その講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなす経過措置が設けられているところでございます。

次に、新旧対照表の6ページの第18条の2第3項の改正でございますが、これは、任命権者に対して、第1項第3号または第2項第3号の規定により意向確認をした事項への配慮を義務づける規定を新設する改正でございます。

次に、同じく6ページの18条の3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等の改正でございますが、これは介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化のための改正でございます。第1項の改正は、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認の措置を行うことを義務づける規定を新設する改正でございます。第2項の改正は、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供の措置を行うことを義務づける規定を新設する改正でございます。

次に、同じく6ページ、第18条の4、勤務環境の整備に関する措置の改正でございますが、これは介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する職場環境の整備のための改正で、任命権者に対して、介護両立支援制度に係る研修の開催、相談体制の整備、勤務環境の整備など、第1号から第3号に掲げる措置を行うことを義務づける規定を新設する改正でございます。

以上、議案第59号蔵王町職員の勤務時間及び休日有給休暇に関する条例の一部を改正することについての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ちょっとこれ、私、ほかの自治体のこととかまでちょっと調べてこないでしまったんですけども、一般的に3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ということで拡充されたと思っているんですけども、この小学校就学の始期というすごく抽象的な表現がすごく気になっていて、例えば2年生とか3年生はその対象にならないのかとか、その辺どのぐらいまで町として考えてこのような条文を書いたのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） これについては読んだとおりでございまして、小学校に入る前までの子供が対象となるものでございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 国のほうでこれが下りてきたのかもちょっと調べていなかったので、すみません。これは私が調べていなかっただんですけども。何か私気になるのはやっぱり、小学校まで広げてもらったのは非常にすばらしいことだと思うんですけども、現実は、やっぱり子育てをしている身としては、正直、小学校に入学してからも結構問題は実はいろいろあったりとか、かといって中学校になってもやっぱり中学校もいろいろ問題があってということもあるって、何かそういったところまで年齢拡充、年齢をもっと広げてもいいのかなとうふうに感じているので、そういう検討をしなかったかということと、あと、介護ということとは65歳以降の人の介護だけを多分想定していると思うんですけども、やっぱり障害者とか、福祉の面で面倒見切れなかった場合にどうしても休まなきやいけないとかとあると思うんですけども、そういった、例えば20歳から64歳までの障害を持った人が家族にいる場合の措置とかというのは検討しなかったのか、ここを教えてください。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） まず、今回の改正でございますが、国の法律改正に伴って改正するものでございます。

例えば、小学校に入学した後、あとは中学校等々で、今ご質問あったこういった超過勤務等のことについては、条例になくとも、役場の場合ですとお互い協力しながらやっていますので、特に深夜まで勤務するとか、本人の家庭環境にもよりますけれども、そういったことがないようにということで配慮をしておりますので、問題はないと思っております。介護等についても同じでございます。

○議長（佐藤長成君）ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤長成君）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 蔵王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

日程第8 議案第61号 蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第7、議案第60号蔵王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、日程第8、議案第61号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、以上2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村上英人君 登壇]

○町長（村上英人君）ただいま一括上程されました議案第60号から議案第61号まで、2件の議案について提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第60号蔵王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、小学校就学前の子供を養育する職員が、条例で定める時間の範囲内で、部分休業を自由に選択することができるよう改めるものであります。

次に、議案第61号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについては、議案第60号の改正に伴い、企業職員の給与の減額規定を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

以上、一括上程されました各議案について提案理由を申し上げましたが、詳細につきまして

は主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） それでは、ただいま一括上程されました議案第60号から第61号までの詳細説明をさせていただきます。

議案書は17ページから22ページまでとなります。

初めに、議案第60号蔵王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、今回の改正は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ地方公務員の部分休業制度の拡充を行うものとした、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものであります。地方公務員については、部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務をしないことを選択できるよう法律が改正されたための改正でございます。育児時間の多様化に係る関係規定の整備でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業については、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態、これは改正後の第1号部分休業というものでございますが、これらに加え、法改正により新たに設置された、1年につき人事委員規則で定める時間、これは10日相当でございますが、これを超えない範囲内の形態、この形態については改正後の第2号部分休業ということになります、これを設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とされたものでございます。

この条例の施行期日は令和7年10月1日でございます。

次に、主な改正内容について説明をさせていただきます。

新旧対照表の7ページをご覧ください。こちらについても、新規の条項等がございますので、一つ一つ確認をしながらの説明とさせていただきます。少々時間をいただくことになりますが、ご了承願いたいと思います。

7ページでございます。第17条第2号、部分休業をすることができない職員の改正でございますが、規則の第16条で定める部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務時間があるものを削除する改正でございます。この1日につき定められた勤務時間が6時間15分というものについては、規則のほうを見ていただくと書いてあるものでございます。今回の新旧対照表には書いてございません。

次に、新旧対照表の7ページの第18条、第1号部分休業の承認の改正でございますが、第1項の改正は、職員が第1号部分休業を請求した場合において、勤務時間の始めまたは終わりに限り30分を単位として承認可能とする取扱いを廃止するものでございます。単に30分を単位として承認可能とする改正でございます。

次に、第2項、第3項の改正でございますが、これは、現行法規定の部分休業について、先ほど説明したとおり改正後は第1号部分休業と第2号部分休業に改正されたことから、条例も併せて改正するものでございます。

次に、新旧対照表8ページの第18条の2、第2号部分休業の承認の改正でございますが、任命権者は、職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては、1時間を単位として承認するものとする規定を新設する改正でございます。ただし、同条第1号では、1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合には、割り振られた勤務時間数を例外的に承認することができること、同条第2項では、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて部分休業を請求した場合には、残時間数を例外的に承認することができることを新設する改正でございます。

次に、新旧対照表9ページの第18条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間の改正でございますが、部分休業の請求を申し出る単位期間、1年の期間でございますが、毎年4月1日から翌年3月31までの期間とする規定を新設する改正でございます。

次に、新旧対照表の9ページ、第18条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める期間の改正でございますが、職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、条例第18条の3の期間につき、常勤職員、77時間30分、非常勤職員、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とする規定を新設する改正でございます。77時間30分というのは10日間ということでございます。

なお、議案書20ページの附則第2項、経過措置により、この条例の施行の日から令和8年3月31までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第18条の4の規定の適用については、常勤職員、38時間45分、非常勤職員、1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間とする経過措置が設けられております。

次に、新旧対照表の9ページ、第18条の5、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の改正でございますが、この改正は、職員が部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別な事情についての規定を新設する改正でございます。

その内容は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情を特別な事情と定めたものでございます。

次に、10ページの第19条、部分休業に係る給与の減額の改正でございますが、部分休業に係る法律の条項を加える改正と、蔵王町職員の給与に関する条例に係る略式規定の整理を行う改正でございますので、詳細説明は省略いたします。

次に、新旧対照表10ページの第20条、部分休業の承認の取消事由の改正でございますが、部分休業の取消事由を整理し、取消の事由を特別の事情が生じたことにより職員が育児時間の申出の内容を変更したときとする改正でございます。

以上、議案第60号の詳細説明とさせていただきます。

次に、議案第61号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書は21ページから22ページまで、新旧対照表は11ページから12ページとなります。

今回の改正は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ地方公務員についても同じく改正するもので、先ほど申し上げたものと同じでございます。一般職の改正に併せて、企業職員の給与の減額規定の中で法律改正に伴う改正が必要となる部分についても、国の制度と同様に改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

この条例の施行期日は令和7年10月1日でございます。

主な改正内容について説明させていただきます。

新旧対照表の11ページから12ページをご覧ください。

初めに、第1条、目的、第2条、給与の減額及び第18条、専従休職者の給与の改定でございますが、これは略式規定及び文言の整理等を行うものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、第16条第2項、給与の減額の改正でございますが、部分休業については、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、法律改正により、先ほども説明いたしましたが、1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲で1日の勤務時間の全部または一部について勤務をしないことを選択できる形態が設けられ、職員はいずれかの形態を選択可能とされたため、当該企業職員の給与の減額規定中、部分休業の定義に係る部分を法律の改正内

容に合わせ改正するものでございます。

以上、議案第61号の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

一括議題といたしました2件に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入るわけですが、討論、採決につきましては議案ごとに行いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、議案第60号蔵王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて討論に入れます。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第61号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて討論に入れます。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第9、議案第62号蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村上英人君 登壇]

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第62号蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申

し上げます。

本案は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行に伴い、指定病院等における不在者投票の外部立会人報酬額を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細等につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） それでは、今回このように報酬が改定されるということで、まず初めに、指定された病院というか、投票当日に、投票日に行けない方々のための立会人だと思うんですけども、その指定された病院というのはどういったような病院なのかお伺いします。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） あらかじめ登録されているものでございまして、例えばこの辺ですと老人ホームとかそういう施設とか、あとは、病院全部ではないんですが、不在者投票の場所として登録した場所が今回の該当になります。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） それと、今回の選挙立会人ということで、各病院に行って立会いをされて、4時間ぐらいの立会いの中で日額5,800円ということなんでしょうねけれども、立会人の選定というのは選管のほうで決められた方なんでしょうか、選管の方が行くんでしょうか、その辺お伺いします。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） 特に決まったことはないんですが、恐らくは選管のほうで、こちらから出向いて立会いすることになると思います。これについてはあくまで努力義務でございますので、施設のほうで、これまで立会人のほうは多分施設内でいたと思うんですが、これはもっと踏み込んで外部の人が立ち会って公平な選挙ができるようにということの改正でございます。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） はい、分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、今まで病院で指定された方が立会いをしておったんですが、今回からは外

部の方を入れて公平にということで、そのための日額5,800円といったことの内容だと思うんですけれども、それと、今回例えば病院によつては、本当に1日8時間以上かかるだとか、あともう一つは4時間以内であつたりだとか、その辺の金額の配分についてお伺いして終わりたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） 今回の改正には金額は出でないんですが、多分敏文議員さんは調べていただいて金額のほうまで出していただいたんですが、決め方では、やっぱり1時間とか2時間とか3時間とか、3時間以内とか、そういう決め方で決めていきたいなと思っています。最高で1万2,400円だったかな、ということでございますので、7時間を超えればということなので、その辺については、一般的な、全国的なのに統一しながら決めていきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり） それでは、ほか質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 蔵王町森林等における火入れの規制に関する条例の一部 を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第10、議案第63号蔵王町森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村上英人君 登壇]

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第63号蔵王町森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、森林法に基づく火入れの許可に関し、火入れを規制する気象等の注意報の名称を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、ご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時46分 散会

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議会議長 佐藤長成

署名議員11番 外門清

署名議員13番 村上一郎